**三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年三重県条例第１４号。以下「条例」という。）及び三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準施行規則（平成２５年三重県規則第５９号。）において規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

　（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等についての準用）

第２条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、この要綱に定めるものを除き、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）の規定を準用する。

　（非常災害対策）

第３条　条例第１９条に規定する具体的な計画の作成にあたっては、人命の保護を最優

先とし、従業者一人ひとりが主体的に状況を判断し、目的に合った行動がとれるよう

移動中、自宅待機中及び在宅介護中等を想定した従業者の行動手順等を盛り込んだ計

画の作成に努めることとする。

（設備及び備品等）

第４条　条例第９０条第２項の機能訓練室については、食堂と同一の場所とする場合を

除き、専用のスペースを確保すること。

また、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものあることに鑑み、狭隘な部屋を多数配置することにより面積を確保すべきではないものである。

　食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）の面積に係る基準は、内法での測定によるものである。

　指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

①　当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

②　指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

（非常災害対策）

第５条　条例第９７条に規定する指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、非常災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び非常災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。

また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

　（通所リハビリテーション計画の作成）

第６条　条例第１２８条第１項に規定する「共同して」のあり方については、通所リハビリテーションの提供にあたる従業者が、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めるための会議を開催したうえで、通所リハビリテーション計画を作成する努めることとする。

２　前項に定める会議については、事業所における規則等により、開催方法及び構成員等を定め、その位置づけを明確にすることが望ましい。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　附　則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　この要綱は、平成２５年６月６日から施行する。